

平成30年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成30年9月10日（第7日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
総務課長	松尾裕哉	企画財政課長	井崎直樹
税務課長	木下信博	会計管理者	西山里美
白石創生推進専門監	坂本博樹	収納対策専門監	川崎直

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

3番	中村秀子	4番	定松弘介
----	------	----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第34号 平成29年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について
(総務部門の質疑のみ)
日程第3 議案第45号 平成30年度白石町一般会計補正予算(第2号)
(総務部門の質疑のみ)

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

暑い方は上着をおとりください。

ここで申し上げます。

代表監査委員から会議規則第2条第1項の規定に準じ欠席届が出ていますので、報告します。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として中村秀子議員、定松弘介議員の両名を指名します。

本日の議事進行について申し上げます。

本日は平成29年度一般会計歳入歳出決算及び平成30年度一般会計補正予算の2議案を審議しますが、質疑のみにとどめ、最終日に討論、採決を行います。

また、決算認定の質疑では、事業の内容等については担当課長に、決算審査意見書については監査委員に各決算資料の名前とそのページをはっきりお示ししてから質疑をしてください。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、議案第34号「平成29年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」の総務部門を議題とします。

これより質疑に入ります。

まず初めに、1ページの決算書から41ページの歳入合計までの総務部門について質疑ありませんか。

○重富邦夫議員

決算書の14ページお願いします。

ソーラー使用料、行政財産使用料ですか、太陽光の収入に関してはこちらのほうで大丈夫ですかね。

収入の詳細な数字と、1つ、ことしの秋ごろですか、九州電力のほうが出来制限を行うというふうな今報道がっておりますけれども、そのことに対してなんですけれども、出力制限があった場合、今の太陽光パネルを設置されているところ自体が対象になるのかどうなのかというところをお伺いしたいんですけれども。

○井崎直樹企画財政課長

お尋ねの行政財産の使用料の中に貯水池にしております太陽光の使用料等が含まれております。この使用料につきましては248万9,600円ということで、これは27年7月1日から48年3月31日までの20年間の料金を協議で使用料を決めております。

お尋ねの出力制限という件についてでございますが、町といたしましては、使用料については固定金額ということでの契約だと認識をしております。

また、向こうの業者のほうからの申し出等はあっておりません。

ただ、今後情勢の変化はあり得るかもわかりませんが、現在のところ年間使用料でいただいているところでございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

発電量に対して3%とかでやったですかね、で入ってくるのなら、もし制限があったと仮にすれば、それが減ってくる可能性もあるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○井崎直樹企画財政課長

売電使用料につきましては、使用料です、売電ということじゃなくて使用料ということで、町有地の借地使用料という観点からいただいているところでございます。売電価格の何%ということではございません。

初めの使用料の積算に当たりましては、売電価格の3.5%相当ということでの使用料ということとなっております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

7ページの町税、固定資産税のところですか。

滞納繰越分のところでの質問です。

未収額として2,300万円程度あるんですが、これに対して、現在一般的に言われている今住まれてない空き家になっているところ、そちらに対して回収ができてないというところに対しての割合はどのくらいあるのでしょうか。

○川崎 直収納対策専門監

その部分については把握しておりません。後もってよろしいでしょうか。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

決算書の7ページ、8ページですけれども、町税の個人町民税と固定資産税、軽自

自動車税が昨年よりも不納欠損額がふえているのはどういうことか説明を受けたいと思います。

○川崎 直収納対策専門監

欠損額が前年よりふえたということの理由でございますけれども、個人住民税につきましては12万6,677円となっております。昨年度よりもふえたという理由でございますけれども、不納欠損につきましては、徴収事務につきましては地方税法及び上位法であります国税徴収法等の規定に基づきまして処理を行っているところでございます。

まず、納付書を発行しまして、その後納期限までに納付がない場合督促状を発するわけでございますけれども、督促状を発しても納付がなかった場合、滞納整理の対象となるわけでございます。そういう方につきましては財産調査を行いまして、財産が発見された場合には差し押さえ等の滞納処分をし、回収を行っております。

しかし一方ながら、財産が発見されない場合、それか財産はあるものの滞納処分をすることで生活を著しく困窮させる場合、それは生活保護になるような場合、それから財産、所在ともに不明な場合、こういう場合がございます。そういう場合は、滞納処分の執行停止を行うこととなります。執行停止の状況が3年間継続した場合は、徴収権の消滅ということで不納欠損をすることとなります。

また、死亡等に伴い相続放棄等をされる場合もございます。そういう場合でほかに処分できる財産もなく、徴収することが将来にわたってできないということが明らかである場合は、滞納処分の執行停止を行った後、即時消滅をさせることができる場合があります。そういうことにおきまして処理を行いますので、処理の額に応じまして欠損額の増減がすることがございます。そういうことで、今年度は欠損額がふえているものと思っております。

以上です。

○西山清則議員

そしたら、個人町民税と固定資産税、軽自動車税、123件ぐらいですか、ふえてると言われますけれども。そしたら、ほとんどそういう関係で不納欠損になったわけですかね、123件とも。

○川崎 直収納対策専門監

件数のうち、そういうものがちょっと。ほかにも財産等が発見する期間までに期間を要しまして5年間の消滅時効を迎えたこともございますけれども、処分の対象となりましては、そういう財産等がない場合が主なものとなっております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

1 ページの町税のところですけど、町税は若干減少をしているけれども、全体的な決算書を見ると、意見書を見ると、自主財源というのはちょっとだけふえています。自主財源がふえているところには、これから見ると繰入金はかなり入っています。そうすると、基金というのがたくさんなければ繰入金というのはできないと思いますが、合併特例債からの今回の振興基金への繰り入れ、積立金ということで、かなり7億3,000万円か4,000万円ぐらいしてあったと思いますが、そういったことをやりながらずっと予算を立てていかれるんだと思いますけれども、そういった特例債を活用した基金の積み立てというのは限度額があるのかということが1点と。

それから、今後何年かはそうしていかないと積み立てはできていかないと思います、振興基金が。そういうふうな状況というのはここ数年続いていくのか、どういうふうなのかというのを今回の決算から見てそう思いましたが、どうですか。基金の積み立ての限度があるのかということと、積み立てはここ数年こういう状況でいかれるのかなと今回の決算を見て思いましたが、どうですか。

○井崎直樹企画財政課長

今回は、特に起債のほうで振興基金の借り入れの余力を残しておりました。全額借り入れずに事業の進捗に合わせて一度に起債が重ならないようにということで、ことし借り入れて基金に積んだわけでございます。基金の目的につきましては、それぞれ条例で定めております目的で使用いたします。

ただ、国の言い方としましては、市町村のほう金が持っているということで、率というのは明らかではありませんが、おおむね幾らなのかという話の中で今後出てくるかと思っております。ですから、財政調整基金への積み立てというのは、国のほうが、財政調整基金が一番使いやすい基金ではございますけれども、公共施設整備基金であるとかあるいは減債基金であるとか、振興基金であるとか、そういったところへの積み立てを求められていくのではなかろうかと考えております。

ただ、基金運用につきましては、先ほど申しますように、起債の借り方についても一度に集中しない借り方ということで今運営をしているところでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

歳出に入ります。

42ページの議会費から48ページの財産管理費の前、文書管理費まで質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

42ページからずっとですけども、今回の決算書を見てですが、大体職員の職級というのが各項目で括弧で人数が書いてあります。ずっとどこの課もですけども、定数というのは、補正なんかでは若干変わっていたり、いろいろしたりしていますけれども、そういう定数というのは各課で事業に対して人数が決められていくものであると

と思いますが、決算書を見て変動しているところがある、ふえているところがあるというふうなことの状況から見て、そういうなものは事業の推進を見てやっておられるのかどうなのかというのを給与のところから思いますのでお願いします。

○松尾裕哉総務課長

職員の人員配置の問題でございますが、決算につきましては、最終的な職員の配置によってここに人数を上げさせていただいておりますが、特に例を申しますと、今回道の駅の事業に取り組んでいるようなこともございます。例えばそういう特化した事業を行っているところについては、事業を見ながらそこに必要な人員の配置をするというようなことを行っているところもございます。全体としては人事異動ですが、そういう特化した事業がある場合は、その事業が何人ぐらい必要かというものを見ながら配置をしているところでございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、次に48ページの財産管理費から59ページの徴税費の前の諸費まで、ただし52ページから55ページの地域づくり推進費は産業建設関係分を除きます。

質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

55ページの広報広聴費のところなんですけど、需用費のところから13節から流用ということでここへ50万円あるんですけど、当初のところから変更されて繰り込まれた消耗品に関してはどのような形で使われているのかを教えてください。

○松尾裕哉総務課長

広報広聴費の需用費、消耗品への流用の50万円でございますが、これにつきましては、町のPR用のネクストラップを今回購入をいたしております。その分につきまして、町のPR部会でネクストラップを、名札でつけてる分でございますけど、それをつくってPRに努めようということをPR部会で決定をいたしましたので、今回委託料から消耗品のほうへ50万円を流用いたしましてネクストラップの購入に充てさせていただいたということでございます。

以上です。

○井崎好信議員

ただいまの関連でございますが、ネクストラップというようなことで400個作成をされております。これは、全国的、全国の何か賞をいただいたというふうなことだったかと思いますが、今回、29年で400個と、職員さんあるいは我々ももちろんなり、

そういう公職についてる方に配付されたところかと思いますが、今後、このストラップPRにいいんじゃないかなというふうに思うわけでございまして、もう少し町内の業者といたしますか、例えば農協なり、職員さんなり、あるいは郵便局なり、あるいは学校の先生方とか、そういった方々にもPR促進事業としてそういったお考えはあるのかです。

○松尾裕哉総務課長

ネクストラップの活用でございますが、29年度に400本作成した分につきましては、町職員と議員さん方につけていただいでPRをしていただくというようなことで、作成をさせていただきました。

そこで、今議員おっしゃいましたとおり、なかなかデザインについてもいいものなのでほかの方にもということがございましたけど、私どもその辺言葉ありましたので考えましたけど、町の職員がこれをつけているということで、例えばほかの方につけていただいた場合に、町職員がみられたというような誤解を招くおそれもあるということで、そこで一つ考えました。あくまでも町職員としてPRをして、そしてそのようなことでほかの方につけていただいでいかれた場合に、そういう誤解もあるかなということで、検討いたしまして、この分については2年間でまた更新をしようというようなこともございます。それで、今、29年度はネクストラップづくりしましたが、30年度、全国大会で大賞をとったものとはちょっとこれは違ひまして、別にそれがあります。30年度につきましては、今、福富の直売所でも販売をされておりますので、全国大会で大賞をとったネクストラップについて町民の皆様、また企業の方々が必要であれば、そちらを購入をしていただいでPRに努めていただきたいというようなことを考えまして、そういうふうに2つに分けて、使い方ということで今考えて、実際もう福富の直売所では販売をされております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

ページ52ページの空き家バンク制度創設検討会議と、それから53ページの空き家バンクサイト制作委託料というのが2つが今回、去年の決算では出ています。ただ、この2つ、私も一般質問でもしたんですけれども、これだけのお金で空き家対策ができているかというのを一つ思っています。それで、今後はいろんな制度とか協議会の設置とか必要なわけですが、去年全体的なことを見回しながら、これだけで空き家対策ができていると思われていたのか、その点についてもうちちょっと何とかせんといかんとかやないかなということをおもわれたか、決算を見られて対策が。私は、空き家対策というのは非常に重要なことかなと思っておりますので、その点、去年の決算から見てどう思われているのか。

○坂本博樹白石創生推進専門監

空き家バンクのこと、空き家対策についての御質問でございます。

空き家対策につきましては、平成29年度で空き家バンクサイトを創設という、そして運営、そういったものを中心に空き家バンク制度の構築を図っておるところでございます。29年度につきましては、空き家バンクサイトについては、平成30年3月から運用をさせていただいております、委託料として88万8,300円、それとこの制度を創設するに当たっては、町内の宅地建物取引業者様等ともどういった形で空き家対策をすべきかということで検討しております、そういった報償費等が29年度としては発生をいたしておるところでございます。

議員言われますように、空き家についてはいろいろ今後も問題等が出てくるものと思っておりますし、現在、まだこの制度を創設して半年ぐらいでございますけれども、今後、今までの状況、それと今の現状、そういったところを含めて空き家対策をどういった方向に持っていくかということとを現在検討をしているという状況でございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、59ページの徴税費から61ページの賦課徴収費まで及び63ページの選挙費から65ページの監査委員費まで。

質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

58ページですけれども、白石地区の交通安全の運転管理者の協議会等々いろんな対策が盛り込まれています。今問題点になっているのが、自主返納者というなのが、新聞等でも他町について女性がしてあったりしているところもありました。白石町内においては、自主返納者といいますか、そういう方たちというのはどのくらいいらっしゃるのか、そして返納された方たちがどういうふうな問題点を抱えていらっしゃるのかとか、その辺のところがあればお願いします。

○松尾裕哉総務課長

お尋ねの自主返納者の数でございますが、今手元に数を把握しておりませんので、後もっての答弁でよろしいでしょうか。数等につきましては、警察等にも確認をする必要があると思いますので、もしよろしかったら後もっての回答。

それでは、それぞれ自主返納された方の問題点等についてということで総務課としてもお尋ねしたわけではございませんので、問題点については把握はいたしておりません。

以上です。

○内野さよ子議員

最近の新聞では、唐津市が201人と小城市が180人というようなことで対策補助金というのをしてありましたので、確認をしてあるのかなと思ったんで、白石も。そのくらい、どのくらいいらっしゃるのかなという確認ぐらいはされて、問題点なんかもちよっと書いてありました、新聞に。そういう方たちがこういう点で困ってあるとか、その辺の確認がとれたら、何か返納者に対するもう少し対策もできるのかなというふうなことで質問をしましたので、確認をこれからお願いします。

○松尾裕哉総務課長

それでは、議員言われましたように、数等の把握につきましては適宜いたしまして、その辺の返納された方の悩みとかあるようであれば、警察等にもお伺いしながら把握に努めたいと思います。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、次に、119ページから120ページの4款土木費で都市計画費の公園費の中で総務所管に関する分及び122ページの消防費から126ページの防災費まで及び152ページの公債費から153ページの実質収支に関する調書まで。

質疑ありませんか。

○西山清則議員

126ページの防災費ですけれども、備蓄品があると思いますけれども、その耐用年数が長いと思いますけれども、過ぎた場合の処分はどのようにされているのか伺いたいと思います。

○松尾裕哉総務課長

備蓄品の期限が過ぎたものの処分でございますけど、基本的にはもう期限が過ぎれば使わないということで破棄処分にはなるとは思いますけど、それ以前、もう少しで期限が切れるというような品物につきましては、校区ごとに防災訓練等を実施をいたしておりますので、そのときの防災訓練で使用するとか、また町の各団体のほうでそういう防災セミナーとかというようなことを開催されるときがあります。期限が切れていないぎりぎりのものでございますが、そういうなときに紹介等をして活用をしていただいておりますので、基本的には廃棄する分と、そういうふうには活用する分と二手に分かれている状況でございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、これで議案第34号の総務部門の質疑を終わります。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、議案第45号「平成30年度白石町一般会計補正予算（第2号）」の総務部門を議題とします。

これより質疑を行います。

なお、質疑の際は、補正予算書の何ページ、補正予算説明資料の何ページとはっきりお示してください。

まず初めに1ページから13ページまでの総務部門の歳入について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、歳出に入ります。

14ページから最終39ページまでの総務部門について質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

15ページの財産管理費のところです。

公用車購入費のところなんです、これの経緯について少し詳しく教えていただけますか。

○井崎直樹企画財政課長

公用車の購入を30年度4台ということで考えておりましたが、提案理由のところでも申しましたように、1台公用車が壊れてしまいましたので、今回その1台分の追加補正ということでお願いしている分でございます。

なお、財源のほうにその他65万円とありますが、その分の保険料でございます。修理するに値しないということで保険はおりてきておりますが、自損事故でございます。その分の公用車1台を追加で買いたいということの270万円でございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

私の認識違いだったら申しわけないですが、前回の議会のときの一般質問のときドライブレコーダーについて質問等があったと思うんですが、今回のこれに関してはドライブレコーダー等の費用は入っているのでしょうかというのをお聞きしたいのと。

あと、すみません、それと追加なんです、予算書の35ページ、説明資料の13ページなんですけども、肥前佐賀幕末維新博覧会推進事業費というところで項目があるんですが、パンフレット等も作成委託費というところがあるんですが、これの枚数と、あと想定されてる配布先をどのように考えられてるのかというのを教えていただけますか。

○井崎直樹企画財政課長

今回の公用車のドライブレコーダーについては未定でございます。予算が決定次第、対応をしたいと思っておりますが、まず今運転アシストですか、自動ブレーキ等々の装備がついた価格もかなり下がってきておりますので、その辺は考慮しながら価格で設定をしていきたいとは考えておりますが、まだ具体的にどうというのは決めておりません。

その次の維新博でございますが、部数につきましては説明資料13ページでございます。説明資料13ページ、パンフレットの作成は1万5,000部のパンフレットを用意するようにいたしております。

以上でございます。

○坂本博樹白石創生推進専門監

先ほど課長が申しましたように、部数については1万5,000部を予定しています。配布につきましては、郷土の偉人ということで、町内全世帯を考えてます。それと小・中学校の児童・生徒、それとあと各施設、そういったところに配布を予定をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

車のほうに関しては、事故がないように運転をしていただきたいと思っております。すみません。先ほどの答弁いただきましたパンフレットについてなんですけども、1万5,000部ということでメインとしては町内に配られるということだったんですが、今回の維新博に関連して、会場でも配られることを予定されてるのでしょうか。そうなってくると、もうちょっと枚数的にあってもいいのかなと思うのが1つの疑問です。

それと付随してなんですけども、チケットの購入補助費ということなんですけども、これの1,000枚というところの根拠等を教えていただければと思います。

○坂本博樹白石創生推進専門監

まず、パンフレットを維新博で配布するというところでございますけれども、今回補正予算をいただきまして、議決を受けた後にすぐ入札等そういったもので取りかかりたいと思っております。維新博の初日が11月23日ですので、極力その日に間に合うようにとは思っておりますけども、作成までの作業スケジュール等で間に合わないかもわからないというふうな考えでございます。

入場券の購入補助金につきましては、今回チケットスリー、1枚1,200円でございますけども、これにつきまして町民の方に500円で購入をしていただいて、残りの700円を町のほうから補助という形で考えております。チケットにつきましては、例えば高校生以下、あとは障害者手帳をお持ちの方というのは無料でございます。ですから、購入、実際お金を出して買われる対象者につきましては購入をしていただいて、維新博に足を運んでいただきたいと思っております。

また、販売場所については、町内では白石町の商工会のみで販売というふうになっておりますので、そちらでの販売をお願いしたいというふうに思っているところでご

ございます。
以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

予算書の15ページ、財産管理費の委託料ですけれども、30万円、場所と委託先を教えてくださいたいと思います。

○井崎直樹企画財政課長

委託料の30万円でございますが、細事業説明書、事前にお渡ししている分の1ページ目には記載させていただいておりましたけれども、旧六角村役場です。旧六角村役場にクスノキがございます。かなり大きなクスノキでございます。地元での管理をしていただいておりますが、地元からもう管理が難しいということで、根もかなり大きゅうございます。根まではとり切らんとですけれども、根から上のほうを伐開したいということでの予算でございます。

委託先につきましてはまだ決めておりませんが、対応できる業者の方をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

ページ38ページの給与費明細書のところですが、職員数のところが、補正前260、補正後259ということで、予算書には260名で記載してありました。これ中途ということになります。どういう状況なのかお願いします。

○松尾裕哉総務課長

当初予算をお願いいたしますときは260名で予算計上させていただいておりました。その後、1月以降になりまして職員が1人定年ではなく事前退職といえますか、そういう申し出がございましたので、その分につきまして今回比較で前の数値というような現状になっております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、これで議案第45号の総務部門の質疑を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。
あすも議案審議となっています。
本日はこれにて散会します。

10時06分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年9月10日

白石町議会議長 片 漕 栄二郎

署 名 議 員 中 村 秀 子

署 名 議 員 定 松 弘 介

事 務 局 長 小 柳 八 束